平成 17 年度 西東京市事務事業評価実施要領

第1 趣旨

西東京市における事務事業評価については、別に定めがある場合を除き、この要 領の定めるところによる。

第2 評価の目的

事務事業評価は、次の3項目を目的として実施する。

- (1) 市民満足度の視点から事務事業を見直し、事務改善につなげること。
- (2) 総合計画の重点プロジェクトの進行管理に役立てること。
- (3) 行政資源配分の現状を把握し、その適正化に活用すること。

第3 評価の種類

事務事業評価は、次の2種類の評価を実施する。

- (1) 事後評価
- (2) 事前評価

第4 評価の視点

事後評価については、次の4つの視点から評価を行う。

- (1) 実績
 - ア 十分な成果をあげているか
 - イ 投入費用は妥当な水準か
- (2) 必要性
 - ア 市が実施すべき事業か
 - イ 社会経済状況の変化を踏まえて実施されているか
 - ウ 廃止した場合に大きなデメリットは生じるか
- (3) 効率性
 - ア 限られた資源を有効に活用しているといえるか
 - イ 目的を達成するために、他に有効な手段はないか
 - ウ 広域行政圏や他団体との連携により、経費負担を軽減できないか
- (4) 公平性
 - ア サービス対象に問題はないか
 - イ サービス水準が他事業と比べて突出していないか
 - ウ 適切な受益者負担を求めているか
- 2 事前評価については、次の4つの視点から評価を行う。
 - (1) 必要性

市が実施すべき事業か

(2) 緊急性

実施時期が妥当か

(3) 有効性

事業目的を達成するために有効か

(4) 効率性

投入経費等に見合う実績・成果を見込めるか

第5 評価対象事業

事後評価については、総合計画事業若しくは各部課の重要事業又はその事業の実施 方法について見直しが必要と思われる事業等を評価対象とする。

2 事前評価については、次年度以降に実施予定の事業で、事業内容が一定程度明らかになっているものを評価対象とする。

第6 評価体制

事務事業評価の評価体制は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 所管部評価 事業所管部による評価
- (2) 庁内評価 行財政改革推進本部による評価

第7 評価方法

事後評価は事務事業評価表(様式1)により、事前評価は事務事業評価表(様式2) により評価を行う。

第8 推進体制

事務事業評価を定着させるため、全職員を対象とした職員研修を実施する。

2 各課(局・館)に制度を適切に推進するための「行政評価推進員」を設置する。

第9 結果の公表

事務事業評価の結果については、市の情報公開コーナー、市報及び市ホームページ により公表する。

第 10 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、企画部長が別に定める。 附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。